

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

児童扶養手当 受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健全やかな成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。
※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

手当の額(月額)

- 全部支給 42910円
- 一部支給 42900円
- 児童2人以上の加算額 10120円
- 児童3人目からの加算額 5070円
- 10130円
- 3040円
- 6070円

特別障害者手当 受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方。
※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・病院に継続して3か月を超えて入院している方

※原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

手当の額(月額)

障害児福祉手当 受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。
※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額(月額)

14790円

特別児童扶養手当 受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。
※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額(月額)

- 1級 52200円
- 2級 34770円

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。
受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

■問合せ
福祉事務所障がい福祉担当
電話721773

新 産業創出支援 事業募集

新たな産業創出から雇用の拡大・維持を図るため、町内で新産業創出、新商品開発、新事業展開等を行う団体等に対し、事業に必要な経費を補助します。

対象者

町内の中小企業、NPO法人、町商工会員等

対象事業

- ①雇用創出(ハード事業)
- 補助率1/2
- 補助金上限 500万円
- ※ハード事業の必須条件：融資による借入1/2以上
- ②新商品開発・販路開拓等(ソフト事業)
- 定額50万円

締切り

6月10日(月)

決定方法

6月下旬開催予定の審査会にて決定

※詳しくは、町ホームページまたは左記までお問い合わせください。

■問合せ
産業振興課
電話762214

不法投棄は 犯罪です

町内でも、家電製品などの不法投棄が発生しています。ごみ等をみだりに投棄した場合は、法律により厳しく罰せられます。ごみは、決められた場所に決められた方法できちんと廃棄しましょう。

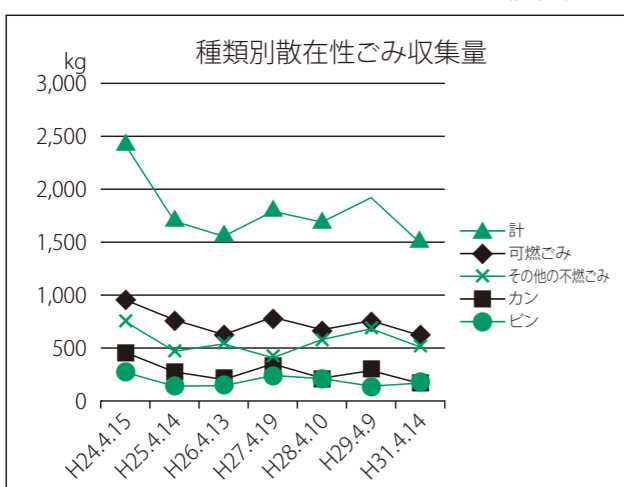
不法投棄と思われるごみ等を発見した場合は連絡をお願いします。

■問合せ
住民課
電話762213

収集できない理由	件数
氏名の記載なし	27
直接持ち込みが必要	39
袋の間違い	25
ごみの出し方の間違い	127
ごみ袋を2重にしている	23
収集後の後出し	0
容量を超えている	3
生ごみの水切不十分	2
合計	246

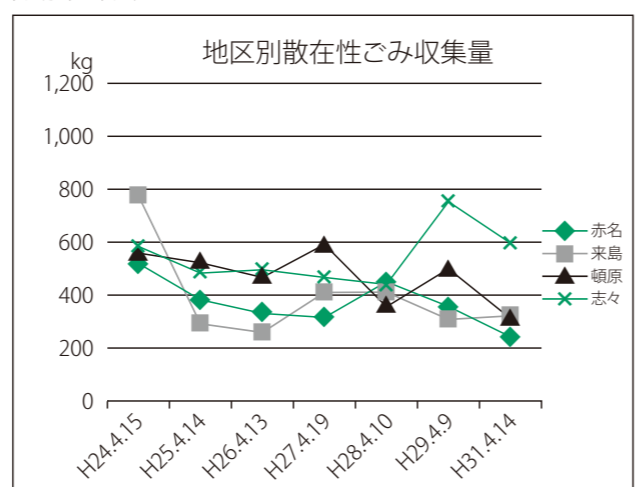
(H30.4~H31.3)

散在性ごみ収集活動集計表



種別	H24.4.15	H25.4.15	H26.4.13	H27.4.19	H28.4.10	H29.4.9	H31.4.14
可燃ごみ	950	780	640	800	670	780	623
カン	450	280	220	350	230	310	170
ビン	290	170	170	250	229	150	185
その他の不燃ごみ	780	490	570	420	580	710	530
計	2,470	1,720	1,600	1,820	1,709	1,950	1,508

このほかに、特定家電製品(テレビなど)2台・タイヤ4本・バッテリー1個



地区名	H24.4.15	H25.4.15	H26.4.13	H27.4.19	H28.4.10	H29.4.9	H31.4.14
赤名	520	390	340	320	463	363	250
来島	790	300	270	420	430	317	330
頓原	570	530	480	600	366	507	322
志々	590	500	510	480	450	763	606
計	2,470	1,720	1,600	1,820	1,709	1,950	1,508

今年度の特徴

- 前回実施した平成29年度と比較し、ビン類を除いては全体的にごみの量が減少しました。
- 全域的に、家庭ごみと思われるごみが見受けられます。各自治会にモラルの徹底をお願いする必要があると思われます。
- 自治会内での今後も、美しい町づくりに自治会においてもご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

